

【重要】

虐待防止マニュアル

社会福祉法人 大阪水上隣保館

特別養護老人ホーム 弥栄の郷

2021年4月1日

はじめに

特別養護老人ホーム 弥栄の郷は入居者または利用者の人権を守り、家庭的で安全・安心な自律した生活を確保するため『個別ケア』を推進するとともに、老人福祉法、介護保険法等の趣旨を踏まえる。また、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」と略す）第20条で求められている高齢者虐待の防止等のための措置を明確にするため本マニュアルを定める。

目 次

1. 基本方針	2
2. 虐待の定義	2
3. 虐待の種類と介護施設職員の虐待行為	2
4. 施設長及び管理者の責務	4
5. 職員の責務	5
6. 虐待防止対策フロー図	6

参考資料：高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

1. 基本方針

(1) 苦情処理の徹底

施設内における高齢者虐待を防止するために、特別養護老人ホーム 弥栄の郷は、入居者または利用者及びその家族等からの苦情について、真摯に受け止め、これを速やかに解決するように最大限の努力をする。(高齢者虐待防止法第 20 条参照)

(2) 虐待の早期発見

日々の入居者または利用者のモニタリングにより、高齢者虐待の兆候を早期に発見するよう努めると共に、兆候が現れた入居者または利用者については、速やかにサービス担当者会議を開催し、その状況について分析し、虐待の有無を検証する。(高齢者虐待防止法第 5 条第 1 項参照)

(3) 市町村への通報

職員は、施設内外での高齢者虐待の早期発見に努め、高齢者虐待を受けたと思われる入居者又は利用者を発見した場合は、これを市町村に通報する。(高齢者虐待防止法第 21 条第 1 項参照、高齢者虐待防止法第 21 条第 6 項参照)

また、この通報をした職員に関し、そのことを理由として、解雇その他の不利益な取り扱いを行わない。(高齢者虐待防止法第 21 条第 7 項参照)

(4) 定期的な研修の開催

担当者は、虐待防止への意識を高める為、半年に一回程度、定期的な研修を開催する。

新任職員については、オリエンテーション時に、措置時代に行われていた身体拘束をはじめとする時代の背景に触れ、何故ダメなのかという視点を大切に学ぶ機会をつくる。

2. 虐待の定義

本マニュアルでいう高齢者虐待とは、介護施設において、介護職員が意図的に入居者または利用者に対して不適切な取り扱いをすることを言う。

3. 虐待の種類と介護施設職員の虐待行為

高齢者虐待防止法第 2 条第 5 項に掲げられている介護施設職員の虐待行為とは、以下の事態を指す。

(1) 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。

《具体的な例》

- ・平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、無理やり食事を口に入れる、火傷、打撲させる
- ・ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に服用させたりして身体拘束、行動抑制をする等

(2) 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応やその他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行なうこと。

《具体的な例》

- ・排泄の失敗を嘲笑したり、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる、怒鳴る、罵る、悪口を言う
- ・侮辱をこめて、子どものように扱う
- ・高齢者が話しかけているのに意図的に無視するなど、等

(3) 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

《具体的な例》

- ・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する
- ・キス、性器への接触、等

(4) 経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

《具体的な例》

- ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない、本人の財産を本人に無断で処分する
- ・年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する、等

(5) 高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。

《具体的な例》

- ・入浴していないにもかかわらず放置するなど、髪が伸び放題だったり、皮膚が汚れている
- ・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水状態や栄養失調の状態にある
- ・室内にゴミを放置するなど、劣悪な環境の中で生活させる
- ・高齢者本人が必要とする介護・医療を相応の理由なく制限する、等

4. 施設長及び統括の責務

施設長及び統括は苦情処理の体制を整備するとともに、職員に対する高齢者虐待に関する研修の実施、虐待防止等の措置を講ずる責務を負う。

※参考

社会福祉法人 大阪水上隣保館 特別養護老人ホーム 弥栄の郷 『重要事項説明書』

17. 虐待防止に関する取組

- 1、施設は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

虐待を防止するための従業員に対する研修の実施

利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

その他虐待防止のための必要な措置

- 2、施設は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による

虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

5. 職員の責務

職員は日頃から入居者または利用者のモニタリングを励行し、虐待を受けたと思われる入居者または利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

島本町地域包括センター TEL：075-963-2323 FAX：075-963-0150

ここでいう「と思われる」とは、確たる証拠を必要とするものではない。

また職員は、虐待に至らないまでも、その兆候を発見したときには、速やかに施設長及び統括に報告（虐待兆候発見報告書）する責務を有する。

6. 虐待防止対策フロー

（1）モニタリングにより虐待の兆候を早期に発見する

- ①施設の全ての職員は、虐待の兆候があった場合、「虐待兆候発見報告書」に記入し、施設長又は、統括宛に提出しなければならない。
- ②施設長及び統括は、「虐待兆候発見報告書」が提出された場合、サービス担当者会議を招集しなければならない。
- ③サービス担当者会議においては、必要に応じて虐待の被害者及び加害者として疑われている職員を出席させることができる。
- ④当該サービス担当者会議において虐待の可能性について慎重に調査し、5日間以内に「虐待兆候調査報告書」を、施設長及び統括に提出する。（在宅ケースは「職員」「事業者」「家族」と置き換える）
- ⑤施設長及び統括は「虐待兆候調査報告書」を慎重に検討し、速やかに対策を講じる。
- ⑥虐待が認められた場合ないし、かなりの確度で虐待が疑われる場合、施設長及び統括は速やかに行政に報告するものとする。

策定年月日 2021年4月1日

担当者

弥栄の郷 統括 赤木優一

【虐待兆候発見時のフロー】

